

規制に係る事前評価書（要旨）

【地球温暖化対策の推進に関する法律】

規制の内容	植林事業に係る認証された排出削減量の補填手続		
担当部局	環境省地球環境局地球温暖化対策課 電話番号：03-5521-8354		E-mail：kyomecha-registry@env.go.jp
評価実施時期	平成20年3月6日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>（目的） 国際約束（マラケシュ合意）を我が国が誠実に履行するため</p> <p>（内容） ・国の管理口座への算定割当量の振替を申請する際の振替の目的の別の提示 ・新規植林・再植林CDM（クリーン開発メカニズム）事業から発生するクレジット（認証された排出削減量）のうち、Long-term CERとされるクレジットについて、森林の滅失等により求められる補填義務を、当該クレジットを保有する口座名義人に課す。 ・上記補填義務を正当な理由なく履行しない口座名義人に対して、勧告、命令を行い、それでもなお命令に違反した者には過料20万円を処することとする。</p> <p>（必要性） クリーン開発メカニズム（CDM）事業により発行される「認証された排出削減量」（以下「クレジット」という。）のうち、新規植林・再植林CDM事業から発生するクレジットについては、国際約束（マラケシュ合意）において、森林の滅失等があった場合に、当該滅失等に係るクレジットを取り消すことにより国が埋め合わせをしなければならないこととされている。このような、森林の滅失等により裏付けを失ったクレジットを我が国の内国法人が保有している場合に、国がこれに代わって埋め合わせするのは適当ではないため、当該埋め合わせの義務を滅失等に係るクレジットを保有している口座名義人に課す必要がある。</p>		
	関連条項	第34条、第34条の2 第40条の2	
想定される代替案	代替案 国が口座名義人に代わって補填し、補填に要した費用を口座名義人に請求する方法		
	代替案 *代替案が複数ある場合には、適宜、表を追加の上作成		
規制の費用 (遵守費用)	費用の要素	代替案 の場合	代替案 の場合
	滅失等に係るクレジットを国に移転する際の手続が必要となる。また、口座名義人は当該クレジットを失うこととなる。	国が代替のクレジットを取得する際に要した費用を支払う必要がある。	

<p>(行政費用)</p>	<p>通知に係る費用、申請に基づき滅失等に係るクレジットを口座名義人の口座から国の管理口座に移転する費用が想定される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・口座名義人に代わって補填のためのクレジットを取得する費用 ・補填用口座に移転する費用 ・取得に要した費用を滅失等に係るクレジットを保有する口座名義人に請求する費用 	
<p>(その他の社会的費用)</p>			
<p>規制の便益</p>	<p style="text-align: center;">便益の要素</p> <p>国際約束（マラケシュ合意）を確実に担保することができる。</p>	<p style="text-align: center;">代替案 の場合</p> <p>国際約束（マラケシュ合意）を確実に担保することができる。</p>	<p style="text-align: center;">代替案 の場合</p>
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>義務を負った口座名義人は、森林の滅失等があった場合に当該滅失等に係るクレジットを国に移転することにより失うこととなるが、これはクレジットの裏付けとなる森林が既に滅失し、クレジットとしての価値が失われたものを取り消すという行為であるため、口座名義人が当該義務を負うこととするのが適当である。なお、国が義務を負った口座名義人に代わって補填することとなる場合には、口座名義人が補填のための方法を選択できないこと及び一度国が補填することによって発生した費用を口座名義人に負担させるための手続きに伴い追加的費用が発生することから適当でない。</p>		
<p>有識者の見解その他の関連事項</p>			
<p>レビューを行う時期又は条</p>	<p>第2 約束期間以降の枠組が決定した時期</p>		
<p>備 考</p>			

規制に係る事前評価書

法令の名称	地球温暖化対策の推進に関する法律
政策の名称	植林事業に係る認証された排出削減量の補填手続
担当部局・評価者	環境省地球環境局地球温暖化対策課長 徳田博保 電話番号: 03-5521-8354 E-mail: kyomecha-registry@env.go.jp
評価実施時期	平成20年3月6日

規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目 的	国際約束(マラケシュ合意)を我が国が誠実に履行するため
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・国の管理口座への算定割当量の振替を申請する際の振替の目的別の提示 ・新規植林・再植林CDM(クリーン開発メカニズム)事業から発生するクレジット(認証された排出削減量)のうち、Long-term CERとされるクレジットについて、森林の滅失等により求められる補填義務を、当該クレジットを保有する口座名義人に課す。 ・上記補填義務を正当な理由なく履行しない口座名義人に対して、勧告、命令を行い、それでもなお命令に違反した者には過料20万円を処することとする。
関連条項	第34条、第34条の2、第40条の2
必要性	クリーン開発メカニズム(CDM)事業により発行される「認証された排出削減量」(以下「クレジット」という。)のうち、新規植林・再植林CDM事業から発生するクレジットについては、国際約束(マラケシュ合意)において、森林の滅失等があった場合に、当該滅失等に係るクレジットを取り消すことにより国が埋め合わせをしなければならないこととされている。このような、森林の滅失等により裏付けを失ったクレジットを我が国の内国法人が保有している場合に、国がこれに代わって埋め合わせするのは適当ではないため、当該埋め合わせの義務を滅失等に係るクレジットを保有している口座名義人に課す必要がある。
費 用	
遵守費用	滅失等に係るクレジットを国に移転する際の手続が必要となる。また、口座名義人は当該クレジットを失うこととなる。
行政費用	通知に係る費用、申請に基づき滅失等に係るクレジットを口座名義人の口座から国の管理口座に移転する費用が想定される。
その他の費用	なし。
便 益	国際約束(マラケシュ合意)を確実に担保することができる。

想定される代替案	国が口座名義人に代わって補填し、補填に要した費用を口座名義人に請求する方法
----------	---------------------------------------

代替案	費用	
	遵守費用	国が代替のクレジットを取得する際に要した費用を支払う必要がある。
	行政費用	<ul style="list-style-type: none"> ・口座名義人に代わって補填のためのクレジットを取得する費用 ・補填用口座に移転する費用 ・取得に要した費用を滅失等に係るクレジットを保有する口座名義人に請求する費用
	その他の費用	なし。
	便 益	国際約束(マラケシュ合意)を確実に担保することができる。

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

義務を負った口座名義人は、森林の滅失等があった場合に当該滅失等に係るクレジットを国に移転することにより失うこととなるが、これはクレジットの裏付けとなる森林が既に滅失し、クレジットとしての価値が失われたものを取り消すという行為であるため、口座名義人が当該義務を負うこととするのが適当である。

なお、国が義務を負った口座名義人に代わって補填することとなる場合には、口座名義人が補填のための方法を選択できないこと及び一度国が補填することによって発生した費用を口座名義人に負担させるための手続きに伴い追加的費用が発生することから適当でない。

有識者の見解その他の関連事項

レビューを行う時期又は条件

第2約束期間以降の枠組が決定した時期

備 考